

『平成 29 年版 法人税の決算調整と申告の手引』御利用の皆様へ

「探鉱準備金又は海外探鉱準備金の益金算入」適用上のご注意  
(本書第三章第一節第二十九款 「鉱業所得の課税の特例」 1529 ページ)

探鉱準備金又は海外探鉱準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（…略…）のうち、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から **5年**を経過したものがある場合には、その **5年**を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その **5年**を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する必要がありますが、適用にあたっては下記の経過措置がありますのでご注意ください。

——線部分は、平成 28 年度改正により改正された部分で、改正規定は、法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、租税特別措置法第 58 条第 1 項《探鉱準備金積立額の損金算入》又は第 2 項《海外探鉱準備金積立額の損金算入》により積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の益金の額への算入について適用され、法人が平成 28 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において租税特別措置法第 58 条第 1 項又は第 2 項により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の益金の額への算入については、「5年」とあるのは「3年」とする。(平 28 改法附 94、1)